

第55号議案

東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月2日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、インターネットを利用する方法により粗大ごみの廃棄物処理手数料を納付した場合の排出方法に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部
を改正する条例

東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年12月台東区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第36条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、インターネットを利用する方法により第52条第1項の粗大ごみの廃棄物処理手数料を納付した占有者が粗大ごみを排出するときは、規則で定める事項を当該粗大ごみに表示しなければならない。
- 3 災害その他やむを得ない理由により、前2項の規定により難いと区長が認めるときは、占有者は、区長の指示に従わなければならない。

第53条第1項中「納付した者」の次に「(第36条第2項の方法により廃棄物処理手数料を納付した者を除く。)」を加える。

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。